

小地域福祉活動助成事業実施要領

(社福)府中市社会福祉協議会

1 目 的

少子・高齢化が急速に進み、府中市全体でも高齢者人口は30パーセントを超え、ひとり暮らし高齢者は増え続けています。そのような中で、高齢者が長年住み慣れた地域や家庭で安心して暮らしていくためには、地域全体で高齢者を支える体制を作る必要があります。

そのために、地区社会福祉協議会を中心として、地域住民やボランティア、高齢者を含めた地域住民による自発的、積極的な「ささえあいやふれあい活動」の活性化を目的とした取り組みに対して、助成することを目的とします。

2 実 施 主 体

地区(町・学区)社会福祉協議会

3 助 成 事 業

(1) 子どもとおとしよりのふれあい活動

① 事 業 内 容

児童健全育成の一環としても実施する。

- ・地域の文化や行事、歴史等の伝承の取り組み
- ・農作物づくり（休耕地等の利用）
- ・危険箇所の点検
- ・地域の美化、環境活動
- ・ハイキング
- ・グラウンドゴルフ大会
- ・その他地域のおとしよりとの交流

② 助 成 金

年間20,000円を限度とする。

(2) ささえあい活動

① 事 業 内 容

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の人を対象とし、交流や支えあいとして実施する。

- ・配食や会食サービス
- ・高齢者のつどい
- ・見守りや声かけ活動
- ・料理教室

② 助 成 金

年間20,000円を限度とする。

(3) 介護研修会・介護予防研修会

① 事 業 内 容

高齢化が進む中、介護は深刻な社会問題である。

介護研修会・介護予防研修会を開催することにより、介護問題の理解を深める。

- ・講演会
- ・実技講習会
- ・福祉施設研修
- ・ビデオ研修 等

② 助 成 金

年間10,000円を限度とする。

4 事 業 の 申 請

この事業を実施しようとする地区（町・学区）社会福祉協議会等は、所定の用紙（小地域福祉活動助成事業申請書）に必要事項を記入し、府中市社会福祉協議会へ提出すること。

5 事 業 の 決 定

府中市社会福祉協議会は、申請のあった書類を審査し、事業を認めたときは、地区（町・学区）社会福祉協議会へ連絡をする。

6 事 業 の 報 告

地区（町・学区）社会福祉協議会等は、事業の終了後、所定の用紙（小地域福祉活動助成事業報告書）に記入し、領収証、写真及び参考資料を添付して府中市社会福祉協議会へ提出する。

7 配 分 基 準

府中市社会福祉協議会は、報告のあった書類を審査し、事業を認めたものは、予算の範囲内で助成金を交付する。

8 そ の 他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要領は、2001（平成13）年5月1日より施行する。

この要領は、2003（平成15）年4月1日より改訂する。

この要領は、2012（平成24）年4月1日より施行する。